

新たな育種技術を用いた農作物の開発・実用化に向けた検討について（仮題）
（中間とりまとめ）

1 はじめに

遺伝子組換え農作物は、一般的に外来遺伝子の発現によって人の健康や野生動植物等に予期せぬ悪影響が生じるおそれがあることから、国が安全性評価を行い、その確認・承認を得たもののみが栽培、輸入等ができるよう措置されてきたが、新たな育種技術によって作出される農作物の中には、通常の農作物と遺伝的な組成が変わらないものが存在するため、規制から除外し得るのではないかとの議論が欧米を中心に進められていること

「攻めの農林水産業」を実現するための政策の一つとして、国産農畜産物の「強み」を生み出す画期的な新品種の開発を加速化するため、新たな育種技術は重要な技術になり得ること。また、政府全体の「科学技術イノベーション戦略」においても、重点的取組事項のひとつに位置づけ、今後、関連する研究開発が加速化されること

しかしながら、実用化に当たっては、遺伝子組換え技術を利用した農作物や食品に対する消費者及び生産者の懸念が根強く存在するため、今後、我が国においても規制上の取扱いが課題となるほか、社会受容をどのように高めていくかが重要な課題であること。また、各国の規制の調和を図ることが重要であること

こうした背景から、新たな育種技術に関する国内外の動向調査や生物多様性影響等に係る科学的な知見を整理すること等を目的として、平成 25 年 10 月、農林水産技術会議事務局内に有識者で構成する研究会組織を立ち上げたこと等を記述。

2 海外における新たな育種技術の研究開発及び規制の動向

(1) 研究開発の動向

〔 欧州委員会 JRC レポートで紹介されている技術を中心に、技術内容や育種上の利用方法等について解説 〕

- ① 人工制限酵素を利用したゲノム編集技術
- ② オリゴヌクレオチド誘発突然変異導入技術
- ③ シスジェネシス／イントラジェネシス
- ④ RNA 依存性 DNA メチル化技術
- ⑤ 接ぎ木
- ⑥ 逆育種
- ⑦ アグロインフィルトレーション
- ⑧ SPT

(2) 規制上の取扱いに関する検討状況

(以下の3つの国・地域における検討状況や検討内容を解説)

- ① 欧州
- ② 米国
- ③ 豪州

3 国内における研究開発の事例と生物多様性影響等の考察

〔 以下の3つの研究開発事例の概要と、作出された農作物がもたらす生物多様性影響の程度等に関する一般的な考え方（研究会での検討内容）を記述 〕

- (1) 早期開花遺伝子の活用による果樹類の世代促進法
- (2) 人工制限酵素を利用したゲノム編集技術
- (3) イネの循環選抜育種法

4 今後の研究開発及び実用化に向けて留意すべき事項

(社会受容の促進、規制の国際調和等に向けた取組方向と留意点等について記述)